

## はじめに

水道は、県民生活を支える社会基盤として欠くことができないものであり、県民福祉の向上を図るうえで極めて重要な役割を担っております。

本県の水道普及率は、平成 18 年度末で 91.8%に達しておりますが、全国平均の 97.3%と比較すると依然として低い水準にあるため、水道未普及地域の解消を促進する等、引き続き水道普及率の向上に努めていく必要があります。

さらに、水道水に対する県民のニーズは、生活様式の多様化や飲料水に対する安全意識の高まりによりますます拡大してきていることから、引き続き、信頼され、安心して利用していただける水道事業を推進し、水道原水の水質保全に努めるとともに、災害時や渇水時においても良好な給水が確保できる体制の整備を図っていく必要があります。

しかし、人口減少社会の到来、社会経済情勢の変化に伴う水需要の減少等、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、老朽化が進んでいる水道施設の更新、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物対策、災害対策の観点からの耐震化や応急給水体制の整備、広域化等による効率的な運営体制の推進等が新たな課題となっています。

また、平成の大合併による水道事業の再編が急激に進んでいる中で、平成 19 年には水道法施行 50 周年を迎え、国では補助制度において統合化の方向を具体化するなど、水道事業は大きな転換期を迎えています。

このような状況の中で、国は今後のわが国の水道のあるべき姿とその実現方策を明らかにした「水道ビジョン」を平成 16 年度に策定し、これを受けて県においても県内水道事業の課題に関する基本的考え方を示した「福島県水道整備基本構想 2005『福島県くらしの水ビジョン』」（福島県地域水道ビジョン）を平成 18 年 3 月に策定しました。

ビジョンでは、「地域に即した水道整備」、「安全な水の安定的供給」、「持続する水道」、「利用者の理解と信頼の確保」の四つを基本理念として、持続的にくらしを支える水道システムの構築を目指し、各種施策を推進しており、理念を具体化するための多種多様な取り組みを通し、県民の皆様が安心して飲むことのできる「おいしい水」の安定供給に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、水道事業者をはじめとする関係の皆様への御理解と御協力をお願いいたします。

このたび、「平成 18 年度福島県の水道」を作成いたしました。本書により、本県水道の現状を御理解いただくとともに、今後の水道事業推進の一助となれば幸いと存じます。

終わりに、調査に御協力いただきました水道事業者の皆様へ深く感謝申し上げます。

平成 20 年 3 月

福島県保健福祉部健康衛生領域環境衛生グループ参事

渡辺 顕